

質疑回答

令和8年1月15日

件名		香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する委託業務	
質疑No	資料名	質疑事項	回答
1	委託業務仕様書 第6条3項①	運行管理責任者とありますが、スクールバス運行業務は御府が所有するスクールバスの運行管理(自家用自動車運行管理)のため78条又は旅客自動車運送事業で配置義務のある有資格者ではなく、弊社で各現場を担当するエリアマネージャー=運行管理者でよろしいでしょうか。総括責任者は営業所長を配置します。	エリアマネージャーが運行管理者で可とします。 総括責任者は営業所長で可とします。 なお、委託業務仕様書第6条3項①と委託業務仕様書第7条1項⑦に記載している「運行管理責任者」は「運行管理者」の間違いです。 訂正します。
2	委託業務仕様書 第6条3項④	運行前に車両運転者に対し、対面による点呼、体調確認及びアルコール検知器による検査を行うこと、とありますが、安全運転管理者(点呼業務等)は市職員様が安全運転責任者として届け出となります。 (安全運転管理者は委託側であり、11人乗り1台以上、乗用車5台以上保持する使用者に義務付けられています)	香美市が安全運転責任者として届け出ます。
	委託業務仕様書 第6条1項④⑤	教育委員会の方針に沿って本業務を遂行すること。また、運行前にアルコール検査を実施すること。となっております。 自家用自動車管理のため、点呼業務については、指定された帳票を使用し、車両にアルコール検知器を携行し、運行前、運行後に教育員会様等へバスの異常を含めて連絡することでしょうか。	アルコール検査を実施については、運行前、運行後に教育員会等へバスの異常を含めて連絡することで可とします。
3	委託業務仕様書 第6条4項⑤	車検・整備・故障等で車両を利用できないときは、受注者が代車を手配する。この場合の代車費用は、委託者が負担する、とありますが、弊社が点検、法定点検時のマイクロバス等の手配はできますが、貴府様名義での支払いになりますがよろしいでしょうか。	車検・整備・故障等で市の車両が利用できない場合は、受注者に車両の手配をお願いし、支払いは香美市名義で行います。
4	委託業務仕様書 第7条1項③	運行に必要な届出等、手続きは受託者が行うこと。とありますが、スクールバスの運行管理(自家用自動車運行管理)のため78条又は旅客自動車運送事業等の業者が行う届出等、手続きはないと思われますが、どのような届出、手続きでしょうか。	記載ミスなので、削除します。
5	委託業務仕様書 第8条2項	バスは通年運行とし、年間210日以内とする。とありますが、運転士の採用条件で年間210日勤務を補償します。210日以内となつても委託料等の減額対象外の解釈でよろしいでしょうか。	年間210日以内となつても減額対象外とします。

件名		香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する委託業務	
質疑No	資料名	質疑事項	回答
6	プロポーザル実施要領第2条1項	道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定に基づき適切な運行管理体制を有する者であること。運行開始日までに確實に当該要件を満たすことができる者であること、とありますが今回の委託業務は、スクールバスの運行管理(自家用自動車運行管理)のため、他の自治体(四国県内等)の取引実績の認識で問題ありませんか。	他の自治体(四国県内等)で取引実績があれば問題ありません。
7	プロポーザル実施要領(様式3)資格要件等の申請書	道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定に基づき適切な運行管理体制を有する者であること。運行開始日までに確實に当該要件を満たすことができる。今回の委託業務は、スクールバスの運行管理(自家用自動車運行管理)のため、他の自治体(四国県内等)の取引実績の認識で問題ありませんか。	他の自治体(四国県内等)で取引実績があれば問題ありません。
8	プロポーザル実施要領(様式1)	参加申込書の代表者は、委任状を提出しているため、高松営業所所長名義で問題ありませんか。	問題ありません。ただし、納税証明書については、本社と営業所が所在する都道府県及び市町村で発行されたものをそれぞれ提出してください。
9	プロポーザル実施要領第8条関係	当方のプレゼンテーション参加者は何人迄でしょうか。	企画提案者のプレゼンテーションの人数は3名以内でお願いします。
10	委託業務仕様書第9条関係	年間210日以上の運行日となった場合、累計210日以上運行が生じた月から、管理日外請負料の対象となる認識でよろしいでしょうか。	年間210日を超えることを想定していませんが、万一超えた場合は、変更契約で対応いたします。
11	プロポーザル実施要領第6条2項	『運行業務の一部又は全部を第三者に委託又は請け負わせる事業計画内容の申請は受け付けないものとする。』とありますが、繁忙期(10月、11月)・やむをえない日は、認めて頂けないでしょうか。	申し訳ございません、認められません。本事業では、受託者の方に一貫した運行管理体制のもと、児童・生徒の安全確保を最も重視しております。運行業務の一部または全部の第三者委託は、責任体制の不明確化の懼れがあるためです。
12	委託業務仕様書第6条関係	スクールバスの保管場所は、【行き】と【帰り】の間、香美市役所ではなく、香北町内(自社車庫もしくは香北支所)で待機することは可能でしょうか?	現時点では、保管場所は仕様書どおり、香美市土佐山田町224をお願いします。ただし落札後協議することとします。
13	委託業務仕様書第6条関係	運転手の待機場所は、指定場所でなくとも可能でしょうか?	現時点では、運転手の待機場所は仕様書どおり、香美市物部町大柄1390番地1をお願いします。ただし落札後協議することとします。

件名		香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する委託業務	
質疑No	資料名	質疑事項	回答
14	委託業務仕様書 第10条2項	『管理自動車について自動車保険(任意保険)に加入しなければならない』とありますが、市役所からの同様の委託業務において、弊社が市役所管理自動車に保険をかけるといったことが今までございません。(保険関連は市役所側で全てかけて、支払いもしていると認識しています。)他の委託業務と違いがあるのでしょうか?	他の委託業務における保険契約の状況については、当委員会ではお答え致しかねます。本事業においては、仕様書第10条1項に『受託者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受託者の責においてその損害を賠償しなければならない。』と旨を明記しております。そのため、仕様書第10条2項において、万一の事故発生時には、受託者様側の責任による損害に対して適切な補償が確実に適用されるよう、自動車保険(任意保険)へのご加入をお願いしております。
15	委託業務仕様書 第8条4項	乗降場所・時刻・時間・曜日等は変更になる、又は協議の上決定する旨は了解しております。その際にも話す予定ですが、『美良布駅』付近で乗務員が交代する為に、一時停止する場合が出てくると思いますが、よろしいでしょうか?	乗務員交代のための『美良布駅』付近での一時停止について、運行上支障がなければ問題ございません。
16	委託業務仕様書 第8条5項	教育委員会からの指示により、勤務時間内において遠足や課外活動の送迎を実施する。』とありますが、こちらは弊社他業務との兼ね合いにより支障がでますので、別途協議をお願い致します。	本事業では、主に大柄小中学校の物部町内での遠足や課外事業を想定しており、勤務時間外の対応が発生することは想定しておりません。本プロポーザルは、これらの要件を含む仕様書全体を履行できる事業者を公募するものとしてご理解をお願いします。
17	委託業務仕様書 第8条5項	『送迎の対象者は、学校の児童生徒に限らない場合がある。』とありますが、具体的にどのような場面で、どなたを想定していますでしょうか?	主に大柄小中学校の物部町内で実施される遠足や課外事業における、児童生徒に加えて教職員の送迎を想定しております。
18	委託業務仕様書 第15条	『園児送迎時は、園児の安全確保の為、添乗員を必ず配置すること』とありますが、現状・この先を考えた時に、添乗員の配置を自社で行うことは難しいです。	園児送迎時の添乗員の配置は、園児の安全確保のため必須の要件です。本プロポーザルは、これらの要件を含む仕様書全体を履行できる事業者を公募するものとしてご理解をお願いします。